## 芝浦工業大学校友会佐賀支部規約

(平成29年改定)

第一章 総 則

- 第1条 本支部は、芝浦工業大学校友会佐賀支部(以下支部)と称する。
- 第2条 本支部の役員会の人選は支部長が指名し支部総会にて承認を受けるものとする。
- 第3条 本支部は会員相互の親睦をはかり、芝浦工業大学校友会並びに芝浦工業大学の発展に 寄与することを目的とする。
- 第二章 会員
- 第4条 本支部会員は、佐賀県内に居住もしくは勤務し、芝浦工業大学校友会会則に依る 芝浦工業大学校友会会員を以て組織する。
- 第5条 支部会員より年会費(¥3,000)を徴収することができる。
- 第三章 事業
- 第6条 本支部は、目的達成のため次の事業を行う。
  - (1) 校友会本部との連絡
  - (2) 会報及び名簿の発行
  - (3) 支部総会及び役員会の開催
  - (4) その他支部の目的を達成するための必要な事業

第四章 役 員

- 第7条 本支部に次の役員を置く。
  - ・支部長 1名・副支部長 2~3名・幹事 5名以内
  - ・支部選出幹事 1名(支部長が兼務)
  - ・監査役・相談役・会計担当・事務局員1名若干名

他に相談役並びに顧問(広報・相談役)を若干名置くことができる。 但し選任は役員会の議を経て、支部長が選任する。

- 第8条 役員の選出は支部総会の決議による。
- 第9条 役員の任期は全て2ヵ年とする。但し再選は妨げない。
- 第10条 役員に欠員を生じた場合、補充役員の任期は前任者の残存期間とする。
- 第11条 支部長は支部を代表し、会務を統括する。
- 第12条 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代行する。

第五章 会議

第13条 支部の会議は総会及び役員会(幹事会)とする。

第14条 総会は年1回開催し、支部長が召集する。

第15条 会議は出席者の過半数を以て決し、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

第16条 役員会(幹事会)は支部長が必要と認めた時に召集する。

第六章 会計

第17条 支部の会計は支部会費、本部助成金、寄付金及びその他の収入を以てこれに充てる。

第18条 支部会計年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月31日までとする。

第19条 支部予算は毎会計年度の始めに役員会(幹事会)の議に付し、総会に報告し承認を得なければならない。

第20条 決算は毎会計年度の終了後監査役の意見を付し、総会に報告し承認を得なければならない。

第七章 補 則

第21条 本規約を改訂するには、総会における出席者会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第22条 本支部の定めなき事項は、役員会(幹事会)において決定する。

付 則

- 1. この規約は、支部総会の日(平成29年10月1日)より施行する。
- 2. 設立年月日は、昭和58年4月30日とする。
- 3.この規約は平成29年10月1日改正。